

介護老人福祉施設重要事項説明書

<令和8年8月1日 現在>

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

- ・ 電話 0276-60-9988 (午前8時30分～午後5時30分まで)
- ・ 担当 生活相談員 箱岩 明寛

* ご不明な点は、お気軽にお申し付けください

2. 特別養護老人ホーム ささら子の里の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム ささら子の里
所在地	群馬県太田市新田赤堀町 128-1
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (指定番号:群馬県 1070503311)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1名(1)			1名(1)
医師			2名(1)		2名(1)
生活相談員	社会福祉主事	1名(1)			1名(1)
管理栄養士	管理栄養士	1名()			1名()
栄養士	栄養士	1名()		兼務1名()	1名()
調理員	調理師	5名(2)		兼務1名	5名(1)
機能訓練指導員	看護師		1名()	兼務1名()	1名()
介護支援専門員	介護支援専門員	1名()			1名()
事務職員		1名()			1名()
介護・看護職員	看護師・准看護師	5名()	2名()	兼務1名()	5名()
	介護福祉士	14名(7)	2名()		21名(7)
	ヘルパー・実務者研修介護職員 初任者研修介護職員基礎研修課程修了者	1名()			1名()
	社会福祉主事				
	その他		7名()		7名()

()内は男性再掲

※派遣職員含む

(1) 同施設の設備の概要

定員	長期:70名		医務室/静養室	1室 2床
居室	4人部屋	10室(1室約48.37㎡)	食堂兼機能訓練室	6室
	2人部屋	11室(1室約30.13㎡)	相談室	1室
	個室	8室(1室約17.13㎡)		
浴室	一般浴槽・リフト浴			
	特殊浴槽(臥床式)			

3. サービスの内容

- ・ 居 室……4人居室(多床室) ・ 2人居室(多床室) ・ 従来型個室
- ・ 食 事……基本として、食堂にておとりいただきます。
 - 朝 食 7時45分から
 - 昼 食 12時00分から
 - 夕 食 17時45分から
- ・ 入 浴……週に最低 2 回入浴していただけます。
ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。又、希望する方には個人浴槽で入浴もしていただけます。
- ・ 介 護……施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
着替え、排泄、食事、歯磨き(口腔ケア)等の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内移動の付添い…等
- ・ 機能訓練……食堂兼機能訓練室にて機能訓練を行います。
- ・ 生活相談……常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
- ・ 健康管理……当施設では、年1回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。また、診察室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。
- ・ 特別食の提供…当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意する事もできます。
詳しくは職員にお尋ねください。尚、料金は別途かかります。
- ・ 理美容サービス…当施設では、必要時に理容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
- ・ 行政手続代行…行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。ただし、手続に係る経費はその都度お支払いいただきます。
- ・ 日常費用支払代行 介護以外日常生活にかかる諸費用に関する支払代行を申し込むことができます。サービスご利用に際しては別途『日常費用支払代行契約書』の締結が必要となります。
- ・ 所持品の保管 居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。ただし、預けることのできる所持品の種類や体積に制限がありますので許容限度内とさせていただきます。
- ・ レクリエーション等 当施設では、毎月の誕生会をはじめ年間を通して入居者交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは職員にお尋ね下さい。

4. その他のサービス

(1) 看取り介護

利用者の重度化に伴う医療ニーズの増大等に対応する観点から、当施設の利用者が医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最期の場所及び治療等について本人の意思並びに家族の意向を最大限に尊重し、当施設(法人)の定める指針に基づき看取り介護を行います。

(2) 介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出ください。

なお、下記のホームページから検索いただけます。

《 厚生労働省介護事業所検索 介護サービス情報公表システム 》

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

5. 利用単位

(1) 介護福祉施設サービス費(施設利用単位)

● 基本単位(施設利用単位)(1日につき)

要 介 護 1	5 8 9 単位
要 介 護 2	6 5 9 単位
要 介 護 3	7 3 2 単位
要 介 護 4	8 0 2 単位
要 介 護 5	8 7 1 単位

※ 入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となります。● サービス利用単位(加算)下記の加算が算定された場合、基本単位に加算されます

初期加算 (入所後・入院期間30日を超えた退院後30日間)	1日につき	30単位
安全対策体制加算	1回を限度	20単位
栄養マネジメント強化加算	1日につき	11単位
再入所時栄養連携加算	1回を限度	200単位
看護体制加算(Ⅰ)口	1日につき	4単位
看護体制加算(Ⅱ)口	1日につき	8単位
看取り介護加算(Ⅰ)		
亡くなられた日以前45日前～31日前については	1日につき	72単位
亡くなられた日以前4日以上30日以下については	1日につき	144単位
亡くなられた日の前日及び前々日については	1日につき	680単位
亡くなられた日については	1日につき	1280単位
看取り介護加算(Ⅱ)		
亡くなられた日以前45日前～31日前については	1日につき	72単位
亡くなられた日以前4日以上30日以下については	1日につき	144単位
亡くなられた日の前日及び前々日については	1日につき	780単位
亡くなられた日については	1日につき	1580単位
配置医師緊急時対応加算(通常の勤務時間外)	1回につき	325単位
配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間の場合)	1回につき	650単位
配置医師緊急時対応加算(深夜の場合)	1回につき	1300単位
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	1月につき	3単位
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1月につき	13単位

排泄支援加算(Ⅰ)	1月につき	10単位
排泄支援加算(Ⅱ)	1月につき	15単位
排泄支援加算(Ⅲ)	1月につき	20単位
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	1月につき	40単位
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月につき	50単位
自立支援促進加算定	1月につき	280単位
ADL維持加算(Ⅰ)	1月につき	30単位
ADL維持加算(Ⅱ)	1月につき	60単位
口腔衛生管理体制加算(Ⅰ)	1月につき	90単位
口腔衛生管理体制加算(Ⅱ)	1月につき	110単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき	22単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき	18単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき	6単位
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	1日につき	36単位
精神科医療養指導加算	1日につき	5単位
外泊時費用 (入院・外泊時に1ヶ月に6日を限度として)	1日につき	246単位
在宅サービスを利用した時の費用	1日につき	560単位
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	1日につき	13単位
夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	1日につき	16単位
協力医療機関連携加算	令和7年3月31日まで	1月につき 100単位
	令和7年4月1日以降	1月につき 50単位
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	1月につき	10単位
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	1月につき	5単位
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1月につき	100単位
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月につき	10単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定の単位数の16.3%を加算	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定の単位数の17.6%を加算	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定の単位数の15.9%を加算	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定の単位数の17.2%を加算	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定の単位数の13.6%を加算	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定の単位数の11.3%を加算	
地域加算 (太田市は7級地)	1単位あたり	10.14円にて算定

※ 上記以外にも加算があり、算定された場合には料金が加算されます。

(2) 介護サービス費利用者負担割合について

介護保険の自己負担割合につきましては、介護保険負担割合証に記載されております。

サービス利用前に「介護保険負担割合証」の提出をお願いします。

(3) その他の利用料金

食事提供費	1,780 円 / 日
-------	-------------

※ 入院・外泊期間中も居住費はかかりますが、短期入所で利用した期間は居住費はかかりません

管理費 (預り金管理)	50 円 / 日
特別食	メニューによって異なりますのでその都度相談いたします
理美容費 (パーマ等は別料金)	2,000～ 円 / 回
その他	レク、行事等の費用等は自己負担となる場合があります

- (4) 特定入所者介護サービス費(補足給付)に係る基準費用額及び自己負担限度額給付を受ける際には「介護保険負担限度額認定証」を提出して下さい。

施設サービスを利用する場合、所得が低い方に対して、所得等に応じて自己負担の限度額が設けられています。「特定入所者介護サービス費」の給付を受けるには、保険者への申請が必要となります。自己負担限度額については介護保険負担限度額認定証に記載をしております。

① 基準費用額

食事提供費	1,545 円 / 日
多床室居住費	915 円 / 日
個室居住費	1,231 円 / 日

特定入所者介護サービス費における自己負担限度額

		自己負担額 (1日につき)	
		居住費	食費
第1段階	従来型個室 多床室	380 円 0 円	300 円
第2段階	従来型個室 多床室	480 円 430 円	390 円
第3段階 ①	従来型個室 多床室	880 円 530 円	680円
第3段階 ②	従来型個室 多床室	980円 430円	1,420円

※ 入院・外泊期間中において、居室が確保されている場合は、所定の居住費を御負担いただきます。特定入所者介護サービス費対象者(介護保険負担限度額認定証をお持ちの方)における居住費の減額は、6日間(月末で翌月に連続する場合は、最長で12日間)のみとなり、以降については、上記①の料金を頂きます。

(5) 社会福祉法人による利用者負担の減額

減免を受ける際には「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を提出して下さい。

社会福祉法人による利用者負担の減額制度があり、利用者の収入や世帯状況、利用負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると認められる場合、軽減措置が受けられます。

減免を受けるには保険者への申請が必要となります。

(6) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、当月末日以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、原則として口座振替によるご契約をお願い致します。

6. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあればご入所いただけます。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。

② 自動終了 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・要介護認定において、自立又は要支援と認定された場合
- ・要介護認定において、要介護度1又は2と認定をされた者で、特例入所の要件に該当しないと認められる場合。

※ これらの場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

- ・利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・お客様が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただきます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了60日前までに文書で通知いたします。

7. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当施設は、介護保険法・老人福祉法の理念及び関係法令に基づき、可能な限り、利用者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、次の事項を重点方針として介護サービスの提供に万全を期するものといたします。

- ① 利用者の心身の状況、解決すべき課題の把握、利用者や家族の意向等を踏まえた上で、介護サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等、サービス目標を盛り込んだ施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
- ② 利用者の意思及び人権を尊重し、自由な行動の保障により、生きる喜びの感じられる安らかな生活の場の提供に努めます。
- ③ 利用者の最大の楽しみである給食については、その嗜好にそったメニュー作りと共に温・冷配膳車による適時適温の給食と併せ、ゆとりある食事時間を確保いたします。
- ④ 利用者の健康的な生活の維持を図るため、医療看護体制の充実により疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、ターミナルケアについても積極的に対処して参ります。
- ⑤ 「ホームページ」については、一層の内容の充実に努め、施設情報の開示を積極的に進め、開かれた施設運営を目指します。
- ⑥ 「明るく、さわやかに、心をこめて」を介護理念として、利用者の方々が、健全で生き甲斐のある生活が送れるよう、全職員が一丸となってより良い介護に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	緊急やむを得ない場合は除きます
その他		

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面 会……………面会時間は、午前9:30～午後17:00までの完全予約制となっております。(感染症対策の為)面会の際は必ずマスクを着用してください。
- ・外出、外泊……………外出の際は、必ず事前に施設へ相談してください。
外泊は感染症対策の為、行っておりません。
- ・飲酒、喫煙……………施設において定めた場所であれば結構です
- ・設備、器具の利用……………本来の用途に従って自由に利用できます。
- ・金銭、貴重品の管理……………介護保険対象外サービスとして、別に定める契約により管理させていただきます。
- ・施設外での受診……………希望や必要に応じて施設外でも受診することもできます。
- ・宗教活動……………信教については自由ですが、施設内での宗教活動はできません。
- ・ペット……………施設内でペットを飼うことはできません。

8. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

協力病院名	所在地	診療科目	病床数	施設からの距離
鶴谷病院	伊勢崎市境百々421	内科・外科・皮膚科他	320床	6.9km
太田記念病院	太田市大島町455-1	内科・外科・皮膚科他	400床	7km
イムス太田中央総合病院	太田市東今泉町875-1	内科・外科・皮膚科他	350床	12km

○事故発生時の対応について

- ①当事業所は利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- ②当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、保管します。
- ③当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

<市町村名>	太田市
<担当名>	介護サービス課(電話:0276-47-1939) 月～金曜日 時間:8:30～17:15
<家族等連絡先>	契約署名者参照
<保険会社名>	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
<保険名>	損害責任保険
<保障の概要>	社会福祉法人 全国社会福祉協議会(施設損害補償) (社会福祉施設のさまざまなリスクに対応している)

9. 高齢者虐待防止について

当施設は、入所者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げる通り必要な措置をこうじます。

- | | | |
|-----------|-----------|-------|
| ①虐待防止に関する | 責任者:施設長 | 根岸 潤 |
| | 担当者:生活相談員 | 箱岩 明寛 |
- ②従業者に対する人権擁護・虐待防止のための研修を実施します。
- ③従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ④サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による 虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

10. 身体拘束等について

- ①身体拘束について当施設は、身体拘束廃止委員会を設置しています。原則として入所者に対して身体拘束等を行いません。ただし入所者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶため緊急やむを得ない場合には、入所者及びその家族等に対して説明し同意を得た上で次に掲げる事項に留意し、必要最小限の範囲で行うことがあります。身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行います。
- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
 - (2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止する事が出来ない場合に限ります
 - (3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体にたいして危険が及ぶことが無くなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

- ②入所者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善策を検討します。
- ③身体拘束の解除(改善方法)機関の見直し等について、最大1月に1回は検討を行い、入所者又は、その家族に説明を行い、同意を得ます。

11. 秘密保持について

- (1) 施設及び従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た入居者からの入居者又はその家族の秘密を第三者に漏洩いたしません。退職者についても同様です。
- (3) 施設及び従業者は入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関に利用者の心身等に関する情報を提供できるものとします。
- (4) 施設及び従業者は利用者に関する情報提供する際には、特別な場合を除き、本書をもって同意を得たものとして入居者又は、入居者の家族の個人情報を用いる事ができるものとします。

12. 非常災害対策

- ・防災時の対応・・・別に定める防災応急計画に基づき自衛消防組織及び地域防災協力員組織により初動対応を行います
- ・防災設備・・・・・・消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他
- ・防災訓練・・・・・・総合訓練(夜間想定を含む)は4月と10月、部分訓練は必要に応じ実施します。また、訓練については、地域住民の参加が得られよう連携に努めます
- ・防火管理者・・・・箱岩 明寛

13. 衛生管理について

- (1) 施設の用に供する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 施設において感染症の発生に又は蔓延しないように必要な措置を講ずるとともに、食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (ア) 感染症及び食中毒の予防又は蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じて随時開催し、従業員へ周知徹底しています。
- (イ) 施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の為の指針の整備をしています。
- (ウ) 従業者に対する感染症及び食中毒の予防又は蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) (2)については、令和6年3月31日までの間は努力義務とし、実施をしていきます。

14. 業務継続計画

- (1) 施設は感染症や非常災害の発生時において入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該事業計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 施設は従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) (1)～(3)は、令和6年3月31日までは努力義務とし実施していきます。

15. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

責任者:施設長 根岸 潤

担当:生活相談員 箱岩 明寛

電話:0276-60-9988

② その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

群馬県国民健康保険団体連合会 (電話:027-290-1323)

太田市役所 長寿あんしん課 (電話:0276-47-1111)

桐生市役所 長寿支援課 (電話:0277-46-1111)

みどり市役所 介護高齢課 (電話:0277-76-0974)

伊勢崎市役所 高齢政策課 (電話:0270-87-2752)

千代田町役場 介護保険課 (電話:0276-86-7000)

大泉町役場 介護保険課 (電話:0276-62-2121)

邑楽町役場 健康福祉課 (電話:0276-47-5024)

玉村町役場 健康福祉課 (電話:0270-64-7705)

16. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の視点から評価の有無。

【実施状況】	無
--------	---

17. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 同仁会

代表者役職・氏名 理事長 穂積 照雄

本社所在地・電話番号 群馬県太田市八幡町27番地7 電話:0276-55-3500

定款の目的に定めた事業

第1種社会福祉事業

1.救護施設 太陽の家 設置経営

2.特別養護老人ホーム 鶴生田園 設置経営

3.特別養護老人ホーム 大泉園 設置経営

4.特別養護老人ホーム みづほの里 設置経営

5.特別養護老人ホーム ゆう愛 設置経営

6.特別養護老人ホーム ささら子の里 設置経営

7.ケアハウス たかはほ 設置経営

第2種社会福祉事業

1.短期生活介護専用施設 2か所

ショートステイ愛

ショートステイ八幡

2.通所介護(デイサービスセンター) 6か所

大泉園デイサービスセンター

みづほの里デイサービスセンター

西小泉デイサービスセンター愛

ゆう愛デイサービスセンター

デイサービスセンターぐるっぺ

デイサービスセンター八幡

3.認知症対応型通所介護(デイサービスセンター) 1か所

デイサービスセンターnico

4.訪問介護(ホームヘルプサービス) 2か所・出張所3か所

みづほの里ホームヘルプステーション

ホームヘルプステーションぐるっぺ

鶴生田園出張所

大泉園出張所

西小泉出張所

5.小規模多機能型居宅介護 1か所

小規模多機能ホームゆう愛

6.障がい者相談支援 1か所

みづほの里障がい者相談支援事業所

居宅介護支援事業所 ぐるっぺ
ゆう愛居宅介護支援事業所

サービス付き高齢者住宅 1か所
ぐるっぺ絆

太田市地域包括支援センター(受託) 1か所
強戸・毛里田地域包括支援センター

訪問入浴介護 1か所
みづほの里訪問入浴介護事業所

訪問介護 1か所
みづほの里訪問看護ステーション

診療所 1か所
八幡クリニック

認可外保育施設 1か所
ささら子保育園

7.公益事業

居宅介護支援 6か所

鶴生田園居宅介護支援事業所

大泉園居宅介護支援事業所

みづほの里居宅介護支援事業所

西小泉居宅介護支援事業所 愛

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者所在地 群馬県太田市新田赤堀町 128-1

名称 特別養護老人ホーム ささら子の里 印

説明者 所属 特別養護老人ホーム ささら子の里

氏名 箱岩 明寛 印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者 住所

氏名

身元引受人 住所
(代理人)

氏名